

落札者決定基準修正内容一覧

■修正内容一覧（令和6年11月12日修正）

No.	頁	項目				項目名	修正前（令和6年9月10日公表時点版）	修正後（赤字：修正箇所）
		第	数	(数)	カナ			
1	1	第2	2			審査体制	資格審査及び提案審査（加点審査を除く）は、市が行う。提案審査の加点審査は、「川崎市中央卸売市場開設運営協議会北部市場機能更新事業者選定部会（以下、「選定評価委員会」という。）」により行う。選定評価委員会は、以下の6名により構成される。	資格審査及び提案審査（加点審査を除く）は、市が行う。提案審査の加点審査は、「川崎市中央卸売市場開設運営協議会（以下、「運営協議会」という。）」に設置する「北部市場機能更新事業者選定部会（以下、「選定評価委員会」という。）」により行う。選定評価委員会は、以下の6名により構成される。
2	2	第3				選定手順	<pre> graph TD subgraph DashedBox [] A[加点審査※] --> B[総合審査点の算出] C[価格審査] --> B end B --> D[最優秀提案者の選定] D --> E[落札者の決定] </pre>	<pre> graph TD subgraph DashedBox [] A[加点審査※] --> B[総合審査点の算出] C[価格審査] --> B end B --> D[最優秀提案者の選定] D --> E[運営協議会] E -- 市へ報告 --> F[落札者の決定] </pre>
3	6	第6				落札者の決定	市は、選定評価委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、最優秀提案者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。	運営協議会は、選定評価委員会における選定結果について審議し、市に最優秀提案者を報告する。市は、報告内容を踏まえ落札者を決定する。なお、最優秀提案者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。